

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業 業務委託提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業業務委託」提案書募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託契約候補者が決定した後、協議のうえ別途作成する。

2 事業の目的

福島県内の計2, 274箇所の社会福祉施設等（以下「施設」という。）に対し、計306, 810テストの新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット（以下、「検査キット」という。）を配付し、施設や事業者による自主検査を促進し、新規陽性者を早期に把握する体制を整備することで、施設内のクラスター防止の強化を図る。

なお、検査キットの配布先数及び配布数は次のとおりである。

施設種類	配布先数（施設）	配布数（テスト）
高齢者施設	828	180, 960
保護施設	9	1, 670
障がい者施設	410	42, 190
子育て支援施設	885	70, 100
児童福祉施設	142	11, 890
合計	2, 274	306, 810

3 業務内容

(1) 検査キットの調達

受注者は、上記2に示す施設に配布するための検査キットを調達する。

なお、製品の選定及び調達にあたっての留意点は次のとおりである。

ア 薬事承認を受けている製品であること。

イ 県内の医療従事者等において多くの使用実績があり、広く認知されている検査方法の製品であること。

ウ 医療従事者以外にも使用方法が分かりやすい製品であること。また、使用方法についてパンフレットやホームページなどで分かりやすく周知されている製品であること。なお、受注者において、使用方法に関する問合せ対応の窓口を設けること。

（理由）

配布先には医療従事者が常駐していない施設があり、令和3年6月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドラインについて」に基づき、検査を受ける本人が自己採取を行う場合がある。

- エ 配布先の施設での製品の保管が容易であること。
- オ 結果判定が速やかに行える製品であること。
- カ 施設への検査キット到着時において、製品の有効期間が10か月以上残っていること。

(理由)

施設に検査キットが到着次第すぐに使用されると限らず、感染状況に応じて使用されることとなるため、一定の有効期間を求めるもの。

- キ 検査キットは2種または3種の製品を調達し、その全てが同一の製造事業者からの調達としないこと。また、選定した複数の製品の調達数に著しい偏りがないようにすること。

(理由)

検査キットの自主回収等が発生した場合においても、他の製品でカバーできるようにするため。また、可能な限り同一施設や同一法人に同一の製品を配付するため。

- ク 国際情勢や海外の感染状況等に左右されず、必要とする数量を確実に確保できる体制であること。
- ケ 本事業における検査キットの調達が、県内医療機関や薬局等への通常の供給を妨げるものとならないよう、受注者の通常の取扱数量の外数での調達とすること。

(2) 検査キットの配送

受注者は、上記(1)により調達した検査キットについて、県内の計2,274箇所の施設に配送する。

なお、検査キットの梱包や配送にあたっての留意点は次のとおりである。

- ア 別紙「配送個数別配送先数リスト」に基づき、配送先ごとに梱包する。なお、配送時における検査キットの保護のための適切な措置を行うこと。また、具体的な配送先リストとスケジュールは、県から受注者へ電子データで提供する。
- イ 可能な限り、同一施設や同一法人に同一の製品を配送すること。
- ウ 梱包時、①県からのお知らせ文(A4両面1枚)、②検査キットの使用方法を解説する資料を封入すること。なお、①は県から電子データを提供するので、必要枚数を印刷すること。
- エ 契約締結後、可能な限り速やかに配送を開始し、最終の配送については契約締結日から3か月を超えないこと。

(3) 独自提案(該当ある場合のみ)

上記(1)及び(2)のほか、事業効果を高めるための独自提案があれば、企画書に示すこと。

なお、提案する場合は委託料の上限額の範囲内で実施できるものとする。

また、事例として次の内容が考えられるが、これにこだわらず、受注者の特色や強みをいかした自由な企画提案とすること。

(事例) 当事業での検査キット配付後、施設での自主的な検査体制整備につながる取組

4 企画提案書に示す事項

- (1) 上記3 (1) 及び(2) に記載する全ての事項を踏まえた次の内容
 - ア 製品の仕様
 - イ 選定した製品ごとの調達数と調達方法
 - ウ 医療従事者以外にも分かりやすい使用方法の周知方法
 - エ 自主回収時等の対応方法
 - オ 梱包方法
 - カ 配送方法と配送終了までに要する期間及びそれらを実現する具体的な取組
 - キ その他特筆する事項
- (2) 上記3 (3) (該当ある場合のみ)
- (3) 業務実施にあたり連携する事業者の情報と連携内容 (該当ある場合のみ)
- (4) 業務実施スケジュール
- (5) 地方自治体等の同様の事業における実績 (検査キット配付事業に限る)
業務名、発注者、業務期間、業務概要 (調達製品の種類や数量、配送方法等) 及び契約額を示してください。

5 企画提案書作成等にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書の作成にあたっては、次を守ってください。
 - ア 用紙サイズは、日本産業規格A4判(横) とすること。
 - イ 文字サイズは12ポイント以上とすること。
 - ウ 計20ページ以内(両面印刷で計10枚以内) とすること。
 - エ 製本は、カラー両面印刷、長辺綴じ、左上1か所止めとすること。
- (2) 本提案仕様書に基づき作成し提出するのは、プロポーザル募集要領8(1)アに定める企画提案書(任意様式)であり、その他、企画提案書にあわせて、同募集要領8(1)イ〜カに定める書類の提出が必要である。

6 契約締結にあたっての留意事項

- (1) 本業務の運営体制について
 - ア 準備から実施までのスケジュールや、連携する事業者があればその事業者との調整等について、受注者が全ての運営を行うこと。
 - イ 疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。
- (2) 本業務完了後の報告について
 - ア 実績報告書を作成し、別に定める期日までに電子データ及び紙媒体2部を提出すること。
 - イ 実績報告書は、配送先ごとの配送完了日が分かるように作成すること。
- (3) 支払い等
 - ア 委託料は原則月1回支払うこととするが、委託契約候補者が決定した後、協議のうえ決定する。
 - イ その他、本仕様書に記載のない事項については、受注者と県が誠意をもって協議し、法令等を遵守して実施するものとする。